

令和5年度版 嬉野市財政ハンドブック

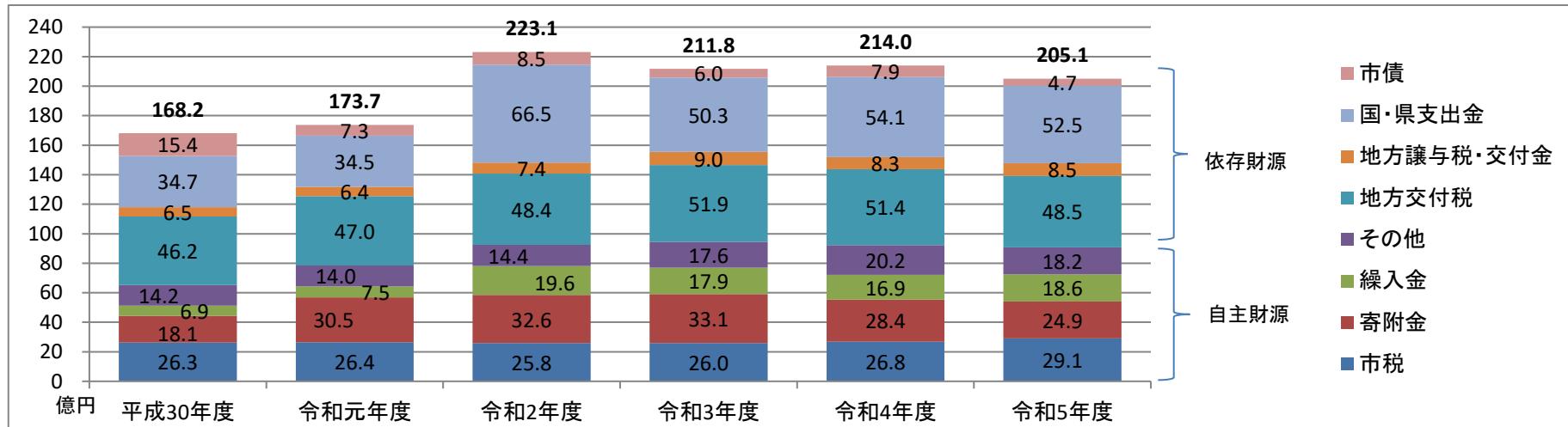
嬉野市 行政経営部 財政課作成

□嬉野市の財政状況の推移

・歳入歳出決算額(一般会計)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	168.2	173.7	223.1	211.8	214.0	205.1
歳出	163.3	167.9	215.3	200.4	205.2	197.6

○一般会計(歳入)



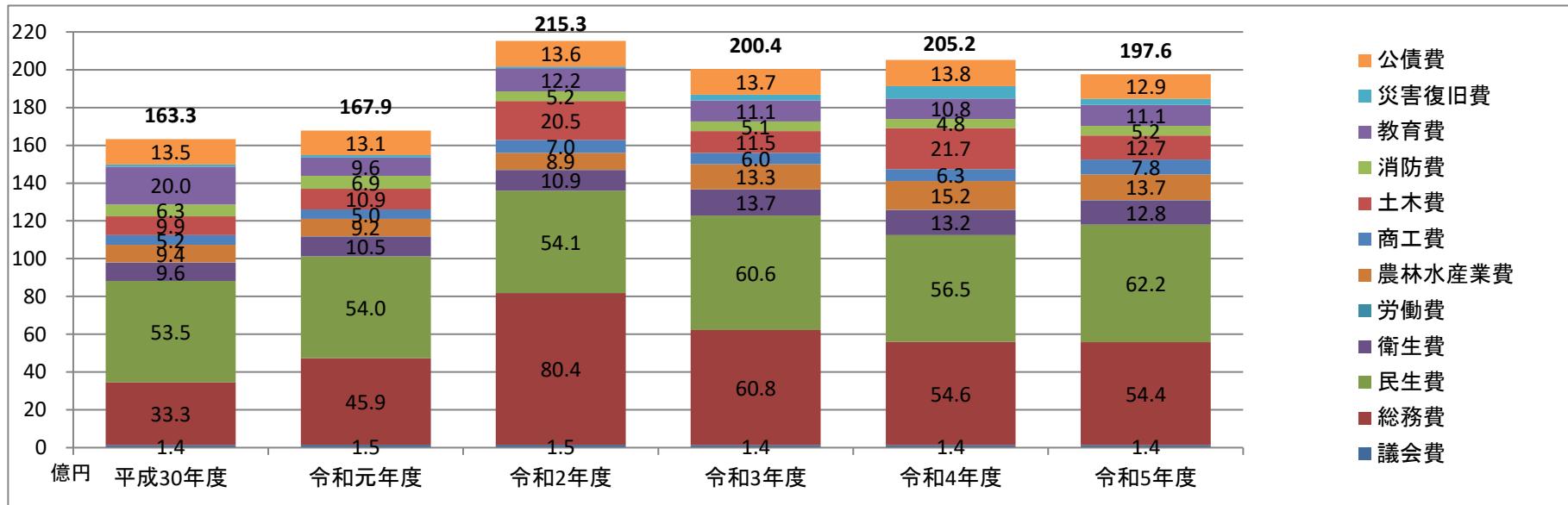
用語の説明

自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源。
依存財源	国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入。
市税	市民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税(目的税)
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与される。(地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など)
各種交付金	都道府県の徴収した税の一部が市町村に対して交付される。(利子割交付金、地方消費税交付金など)
地方交付税	国が徴収する地方税であり、地方公共団体の財政状況を踏まえ配分されるもの。地方団体間の財政の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう財源を保障する機能をもつ。
国庫支出金・県支出金	国(県)より、事業の財源として交付される。令和2年度に限っては、特別定額給付金事業により増加している。
市債(地方債)	事業を行う場合の財源で長期借入資金。

収入の動向

当市は自主財源に乏しく、歳入の大半を地方交付税などに依存しています。今後も税収の大きな伸びは期待できず、この傾向は続くと見込まれます。なお、近年は「ふるさと応援寄附金」が好調に推移し、貴重な自主財源となっていますが、今後継続して収入があるものとはいえないため、その取扱いは慎重に行っています。

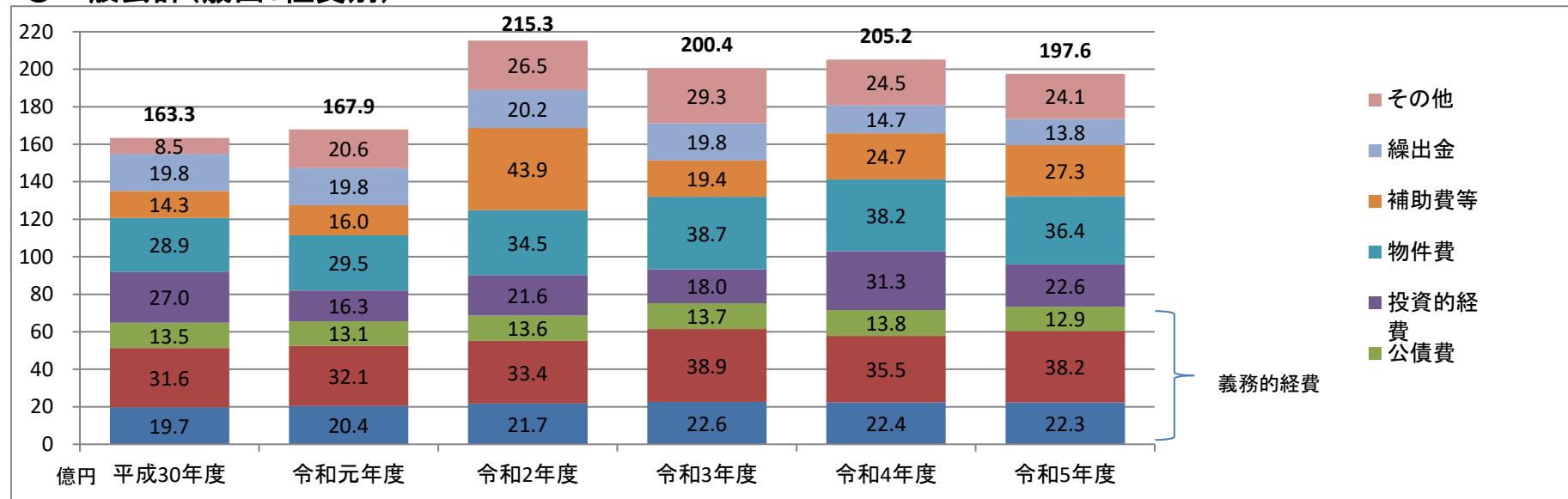
○一般会計(歳出:目的別)



用語の説明

目的別歳出	地方公共団体の経費を、その行政目的によって「議会費」「総務費」などに分類したもの。予算及び決算における「款」、「項」の区分。
議会費	議会活動に要する経費。
総務費	人事、企画、財政、戸籍、統計や交通安全など、他部門に分類されない事業に要する経費。令和2年度に限っては、特別定額給付金事業により増加している。
民生費	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、国民年金などの事業に要する経費。国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計、介護保険への支出も含まれる。
衛生費	母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費。浄化槽特別会計や水道事業会計への支出も含まれる。
労働費	労働福祉の事業に要する経費。
農林水産業費	農業・林業・水産業振興の事業に要する経費。農業集落排水特別会計への支出も含まれる。
商工費	商工業振興、観光振興などの事業に要する経費。
土木費	道路、公園や区画整理などの事業に要する経費。土地区画整理事業特別会計や公共下水道事業特別会計への支出も含まれる。
消防費	消防、防災事業などに要する経費。
教育費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興、文化振興などの事業に要する経費。
災害復旧費	暴風、地震その他の災害によって被害を受けた施設を原形に復旧するための経費。
公債費	市債(市の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借り入れをした場合の支払利息。
予備費	緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されている。

○一般会計(歳出:性質別)



用語の説明

性質別歳出	地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として「人件費」「物件費」などに分類したもの。予算及び決算における「節」の区分。当該団体の財政の体質を分析する際の集計に用いる。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、支出が義務付けられている経費。「人件費」「扶助費」「公債費」。
人件費	市職員の給与や退職手当負担金及び各種委員会委員への報酬として支払われる経費。
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくものほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
公債費	市債(市の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借り入れをした場合の支払利息。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来に残るものに支出される経費。
普通建設事業費	道路の新設や公共施設、小中学校の建設・改築などの建設事業に要する費用。工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に係る補助金や人件費などもここに含まれる。
災害復旧費	暴風、地震その他の災害によって被害を受けた施設を原形に復旧するための経費。
その他経費	「義務的経費」「投資的経費」に含まれない経費。
物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的(支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの)な費用の総称。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれる。
維持補修費	市が管理する公用用又は公用施設等の効用を維持するための費用。
補助費等	主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用。団体などの運営補助金のほか、杵藤地区広域市町村圏組合、鹿島藤津地区衛生施設組合への負担金などがここに含まれる。令和2年度に限っては、特別定額給付金事業により増加している。
積立金	基金等に積み立てるための費用。
投資及び出資金	一般会計から水道企業団へ支出される出資金などの費用。
貸付金	中小企業融資金や奨学資金などの費用。
繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互において支出される費用。一般会計からは国民健康保険特別会計などへの繰出金がある。

○特別会計の歳出決算状況

(億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険	35.3	36.7	34.2	36.4	36.8	33.9
後期高齢者医療	3.5	3.6	3.8	3.7	4.0	4.1
下水道事業	7.6	8.3	9.9	9.1		
農業集落排水	3.8	3.8	3.8	3.8		
公共下水道	3.8	4.5	4.5	3.7		
浄化槽			1.6	1.6		
土地区画整理事業	2.2	2.5	2.8	2.5	3.4	1.5
第7土地区画	1.4	1.0	0.7	0.1		
第8土地区画	0.8	0.4	0.2	0.4		
駅周辺土地区画		1.1	1.9	1.9	3.4	1.5
特別会計合計	48.6	51.1	50.7	51.7	44.2	39.6

用語の説明

一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上したもの。特別会計で計上される以外のすべての経費。
特別会計	特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して処理するための会計。
国民健康保険	市が行う国民健康保険の保険給付及び事務を処理する会計。
後期高齢者医療	県が行う後期高齢者医療事務を処理する会計。
下水道事業	市が行う下水道事業を処理する会計。「農業集落排水事業」「公共下水道事業」「浄化槽事業」。令和4年度から公営企業法適用により廃止。
土地区画整理事業	市が行う区画整理事業を処理する会計。「駅周辺土地区画」。「第7土地区画」「第8土地区画」は令和4年度から廃止。
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計(上水道・下水道等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等)以外の会計(土地区画整理事業)を統合して一つの会計としてまとめたもの。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、実際の会計区分では財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基準としている。嬉野市の普通会計は、一般会計と土地区画整理事業特別会計のうち保留地処分事業以外の会計が対象となる。

○市債残高の推移(普通会計)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
起債額(発行額)	15.7	7.4	8.7	6.3	8.5	4.7
償還額(元金)	14.1	13.6	13.8	13.8	14.0	13.1
年度末残高	126.5	120.4	115.2	107.8	102.3	93.9

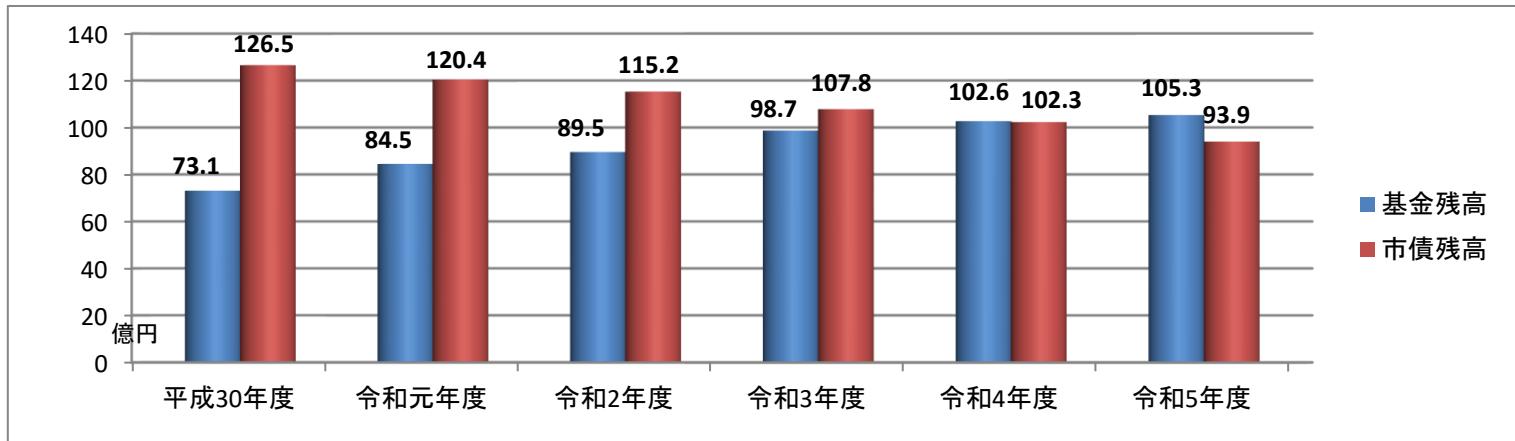
(億円)

○基金残高の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財政調整基金	31.7	31.7	32.7	36.0	39.9	41.7
減債基金	12.6	11.1	11.6	11.6	11.7	11.0
その他基金	28.8	41.6	45.3	51.0	51.1	52.6
合計	73.1	84.5	89.5	98.7	102.6	105.3

(億円)

○市債残高と基金残高の推移



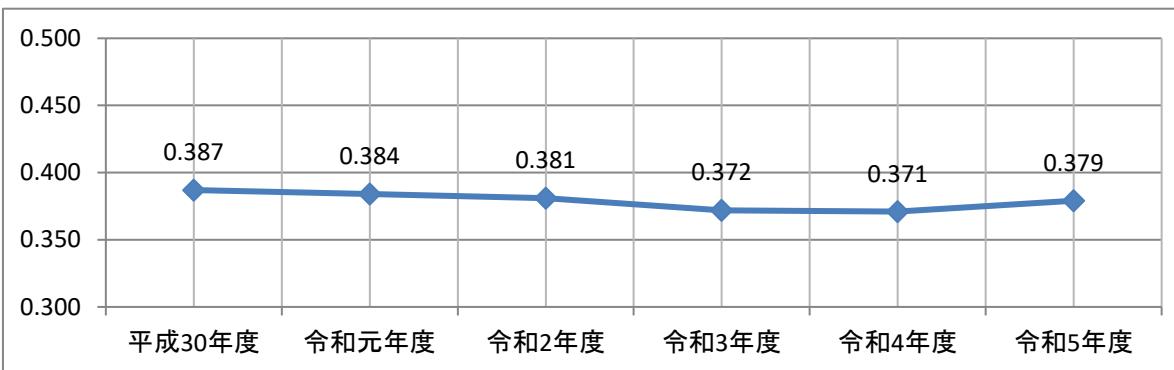
用語の説明

市債	事業を行う場合の財源で長期借入資金。
基金	地方公共団体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。
減債基金	地方債(市債)を償還する際の財源とするための積立金。
その他基金	公共施設の建設資金に充てるための「公共施設建設基金」や地域における保健福祉活動の推進を図るための「地域福祉基金」など。

□指標でみた嬉野市の財政状況

○財政力指数

市が標準的に収入すると算出された税収等の75%を、標準的に支出すると算出された行政需要で除した数値。数値が1を超える場合は、普通交付税の不交付団体になります。また、1以下の団体でも、1に近いほど財源に余裕がある(財政力が強い)ことになります。



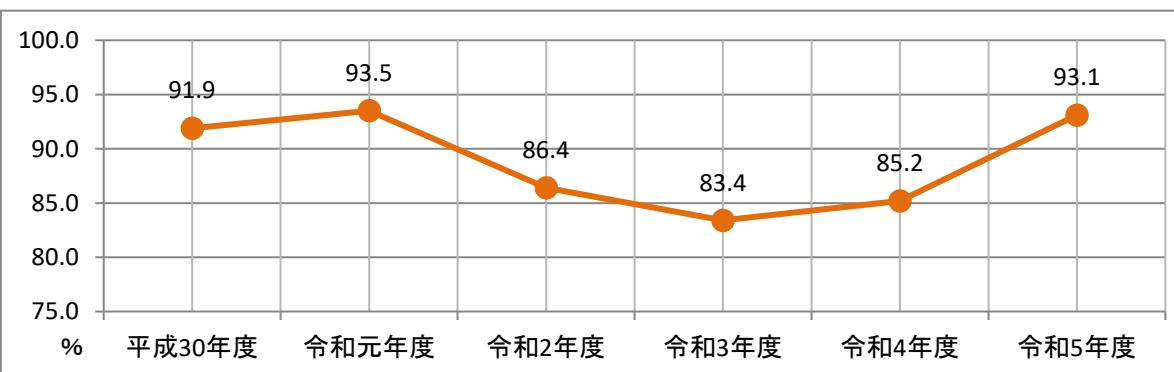
※参考

令和5年度の県内他市の状況

佐賀市	0.63
唐津市	0.43
鳥栖市	0.91
多久市	0.36
伊万里市	0.57
武雄市	0.48
鹿島市	0.47
小城市	0.41
神埼市	0.43

○経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的に支出しなければならない経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常的に収入がある一般財源がどの程度充当されているかを示した数値。数値が100%に近いほど経常的な収入が義務的経費に充当されている割合が大きいことになり、ほかの事業を行うための財源が少ない(財政が硬直化している)ことになります。



※参考

令和5年度の県内他市の状況

佐賀市	95.1%
唐津市	89.3%
鳥栖市	84.9%
多久市	93.7%
伊万里市	85.9%
武雄市	95.6%
鹿島市	93.4%
小城市	95.7%
神埼市	94.0%

□社会資本の状況

○公共建築物の施設一覧

R05.03.31現在

区分	施設名称	施設数
学校教育系施設		
学校	五町田小学校、久間小学校、塩田小学校、谷所分校、嬉野小学校、轟小学校、吉田小学校、大野原小中学校、大草野小学校、塩田中学校、嬉野中学校、吉田中学校	12
その他教育施設	塩田学校給食センター、嬉野給食センター	2
公営住宅		
公営住宅	下宿ふれあい住宅、下川原住宅、皿屋住宅、志田原住宅、湯野田住宅、内野山住宅、立石住宅	7
市民文化系施設		
集会施設	嬉野市中央公民館(塩田)、吉田公民館、ふれあいセンター、コミュニティセンター「楠風館」、五町田研修センター、大草野研修センター、久間研修センター、春日コミュニティ施設(旧吉田小学校春日分校)、上不動地区集会所(旧不動小学校狩立分校)、久間コミュニティセンター、轟・大野原コミュニティセンター	12
文化施設	嬉野市社会文化会館「リバティ」、嬉野市文化センター、うれしの市民センター	3
社会教育系施設		
図書館	図書館・歴史民俗資料館 ※「文化センター」図書館	1
スポーツ・レクリエーション系施設		
スポーツ施設	嬉野市中央体育館「U-Spo」、不動ふれあい体育館、吉田地区運動広場 ※「リバティ」体育館	3
レクリエーション施設・観光施設	嬉野温泉観光案内所、新湯広場、湯けむり広場、湯宿広場、まちなか広場、湯つつら広場、吉田焼ラントマーク「器楽里」、小川内休憩所「茶楽里」、坊主原展望所、西吉田権現休憩所、広川原キャンプ場公園、唐泉山休憩所	12
保養施設	市営嬉野温泉公衆浴場「シーボルトの湯」、湯遊広場	2
産業系施設		
産業系施設	釜炒手揉茶研修施設、嬉野市茶業研修施設「嬉茶楽館」、うれしの茶交流館「チャオシル」	3
保健・福祉施設		
高齢福祉施設	いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」、嬉野老人福祉・保健センター	2
保健施設	嬉野市保健センター(塩田保健センター)	1
行政系施設		
庁舎等	塩田庁舎、嬉野庁舎	2
消防施設	1-1消防機庫～3-3消防機庫	12
その他行政系施設	防災備蓄倉庫(塩田地区)、防災備蓄倉庫(嬉野地区)、石垣水防倉庫	3
公園		
公園	嬉野総合運動公園「みゆき公園」、B&G海洋クラブ艇庫、伊ダ記念公園、下宿公園、下宿水辺公園、花みづき公園、嬉野松児童公園、轟の滝公園、山伏塚児童公園、曙児童公園、大茶樹公園、大野原屋外運動公園、鷹ノ巣公園、中央公園、東公園、北部公園、立岩公園(立岩展望台)、立石児童公園、和泉式部公園、下童農村公園、牛坂農村公園、五町田農村公園、西山農村公園、谷所農村公園、南下久間農村公園、福富農村公園	26

区分	施設名称	施設数
供給処理施設		
供給処理施設	嬉野浄化センター、塵芥中継基地、馬場下集落排水処理場、五町田・谷所集落排水処理場、美野集落排水処理場、上久間集落排水処理場	6
その他		
その他	嬉野インターバス待合所、豊玉姫神社境内便所、下童排水機場、三ヶ崎排水機場、大牟田排水機場、馬場下排水機場	6
※広域施設		
広域施設	県西部広域環境組合(ごみ処理)、鹿島藤津地区衛生施設組合(し尿処理)、杵藤地区広域市町村圏組合(葬斎公園)、佐賀西部広域水道企業団(上水道施設)	4